都市計画法による「開発許可の基準」 及び「開発区域の定義の解釈基準」の一部改定について

「都市計画法による開発許可の手引」に掲載している「斜面緑地における開発行為に関する基準」を、実態に即した基準とするため、また、「開発区域の定義の解釈基準」を、横浜市開発事業の調整等に関する条例の改正(開発構想書の廃止等)に伴い、次のとおり一部改定しました。

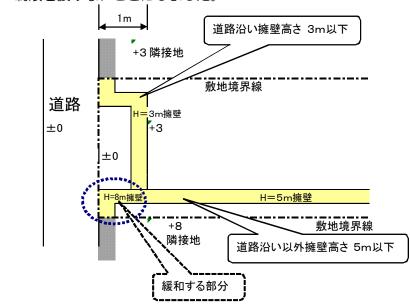
改定の内容は、以下のとおりです。

◆ 施行日:平成25年7月1日

◆ 改定基準の概要

1 景観計画に定められた制限に関する基準(斜面緑地における開発行為に関する基準)

隣接地の擁壁等と接続するために施工上必要であると認めることができる、取合い部分の擁壁の 高さについては、既存の道路に接する、又は既存の道路を拡幅して接する計画に限り、法の高さの 制限を設けないことにしました。



2 開発区域の定義の解釈基準

造成協力地、一連性又は一体性の判断を、開発行為許可申請書の提出日又は開発行為変更許可申請書の提出日で判断することにしました。

- 道路の位置の指定には、従前のとおり、道路位置指定の事前審査願の提出日で判断します。
- 経過措置を設けました。